令和８年１０月１６日

手取川に繁茂する樹木の伐採希望者を公募します

北陸地方整備局
金沢河川国道事務所長

１．目的

河川内に繁茂する樹木は、洪水時に流れの妨げとなったり、流木となって橋梁等に引っかかるなど、治水上、施設管理上の問題となります。また、河川巡視の際の視線が遮られたり、河川敷にゴミが不法投棄される一因にもなっています。このため、金沢河川国道事務所では計画的に伐採を続けていますが、ハリエンジュやヤナギなどは成長が早く、河川の維持管理において大きな課題となっています。

一方で、伐採木は薪やチップとしての有効利用も期待されることから、樹木の伐採・利用を希望される方を募り、河川の維持管理にかかるコスト縮減と資源としての活用を図るものです。

なお、河川区域内において樹木等の河川産出物を採取するには、河川法第25条に基づき河川管理者の許可を受ける必要があります。この公募は許可に必要な手続きを示したもので、無許可で伐採することは禁じられています。

２．公募対象者

企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）のどなたでも応募いただけます。

３．伐採木の取り扱い

伐採木の用途については定めません。伐採許可を受けた方が伐採・搬出した木は、薪やチップ、炭焼き等、ご自由に活用ください。

また、伐採許可を受けた方の責任において、転売、加工販売するなど、営利目的での活用についても制限いたしません。

４．費用の負担

伐採、搬出に要する費用、労力等は、全て伐採許可を受けた方の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

５．公募伐採対象箇所

公募伐採の対象箇所は、下記のとおり手取川の河川敷地を予定しております。

総区画数及び面積等については応募者数、樹木の密集度により多少変更する場合があります。現地箇所の詳細は「公募伐採位置図」及び「現地状況写真」をご確認下さい。

・伐採箇所：①能美郡川北町与九郎島地先（手取川右岸6.8k付近）
②白山市明島町地先（手取川右岸12.6k～12.8k付近）
※車両進入ルートについては、伐採許可書とともにご案内します。
・区画数：７区画（予定）、１区画　400～1,500㎡程度（予定）
・伐採対象樹種：主にハリエンジュ

６．応募資格要件

応募資格は以下のいずれにも該当しない者を要件とします。

イ　過去３年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
ロ　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、国土交通省から指名停止等を受けている者
ハ　公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
ニ　直近１年間の税を滞納している者
ホ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
ヘ　その他、参加不適当と判断される者

７．応募の無効

下記に１つでも該当する場合、応募を無効といたします。

①応募書類に必要事項の記載が無い場合
②「６．応募資格」の条件を有さない場合
また応募内容に虚偽の記述があった場合は、判明した時点で伐採許可の決定前後にかかわらず無効とさせていただく場合があります。

８．申込み方法

申込みは、ホームページ申込みフォーム、または、電子メール、FAX、郵送、持参とします。

申込み受付後、確認のため、メール等にて返信をします（土日祝日の場合は翌平日の返信となります）。

数日返信がない場合は、「１４．問い合わせ先（１）」までお問い合わせください。

※ホームページからの申し込みは、以下のとおりです。
・金沢河川国道事務所ホームページから「伐採申込み」をクリックします。
・必要事項記入後「送信」をクリックして終了です。

※電子メールでの申込みの場合は、以下のとおりです。
・「応募様式[別紙－1]」をダウンロード。
・必要事項を記載の上、応募受付期間中に次頁のアドレスへ電子メールにて

送信。なお、メールの表題は「手取川樹木伐採応募」としてください。

①応募受付期間：令和８年１０月１６日(金)～令和８年１１月５日(木)

②送信先アドレス：　kanazawa-koubo5@hrr.mlit.go.jp

※インターネット環境がない等、紙での入手を希望される方は、「１４．問い合わせ先（１）または（２）」まで応募用紙を受け取りに来てください。

提出は、「１４．問い合わせ先（１）」まで郵送またはFAX、持ち込みにより応募して下さい。

９．伐採資格者の決定

応募書類について審査を行った後、応募者が多数の場合は、抽選により選定します。

抽選結果については、選定後速やかに応募者にホームページ及びメール等にて通知します。抽選結果について、不服申し立ては認められません。

１０．河川法第２５条の許可に係る手続き（９．伐採資格者決定後の手続き）

選定された伐採者は、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 13 条 1 項に定める河川法第 25 条の許可に係る申請書［別紙－２］及び伐採作業計画書［別紙－３］及び作業着手届［別紙－４］をメールにて提出下さい。提出にあたって、位置図及び平面図はこちらで用意致します。

伐採許可の決定後、許可書と許可証（プレート）を郵送すると共に、併せて区割りを通知致します。

区割りについては抽選にて決定します。抽選結果について、不服申し立ては認められません。

インターネット環境がなく、申請、届け出の用紙を紙で希望される方は、「１４．問い合わせ先（１）または（２）」まで用紙を受け取りに来てください。提出は、「１４．問い合わせ先（２）」　まで郵送または持ち込みして下さい。

１１．伐採条件等

許可書に記載された許可条件を遵守していただくとともに、下記条件に従って実施していただきます。

（１）実施内容、費用等の負担

- 伐採はリボンやロープ、看板等で明示した範囲内の樹木に限ります。
- 伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採資格者の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。
- 伐採許可の範囲内に生えている樹木は全て伐採をお願い致します。
- 幹の伐採は地面より１５ｃｍ以下で行ってください。
- 枝や葉は現地に残さないようお願い致します。
- 作業完了届に伐採本数を記載して頂きますので、伐採本数を記録して頂きますようお願い致します。

（２）伐採期間

令和８年１１月２７日（金）～令和９年４月３０日（金）まで（土日、祝日も作業可能）

ただし、手取川でイベント等が実施され、作業が危険と判断される日については作業を禁止する場合があります。そのような場合は、事前に伐採者の方にご連絡致します。

（３）作業着手・完了の届け出

所要の手続等が完了後、許可期間内に伐採を実施していただきます。なお、作業届を提出されたにもかかわらず取り下げの申し出をしないまま実施されなかった場合は、次年度に応募されても無効とさせていただきます。また、申請の期間内に作業が完了しない場合は、打ち切りとする場合があります。

伐採終了後は速やかに下記「作業完了届[別紙－５]」及び「許可証（プレート）」を「１４．問い合わせ先（２）」に提出して下さい。「作業完了届」には作業実施前後の写真も添付してください。

（４）アンケート

作業完了後アンケートに記入のうえ「１４．問い合わせ先（２）」へ提出願います。

（５）許可証の明示

伐採・搬出作業時には伐採許可を受けていることが判別できるよう、郵送した許可証（プレート）を車の目立つ場所等に掲示してください。

（６）安全管理

伐採にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に留意して作業にあたっていただくものとします。

また、現地にはイバラやツル草が自生していることもありますので、注意が必要です。

（７）第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採・搬出作業は、堤防天端通路等の河川利用者、占用者及び他区画の伐採者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、危害発生時には当事者（伐採許可を受けた者）が賠償などの責任を負うものとします。

第三者に危害を及ぼした場合、苦情を受けた場合等、トラブルが発生した場合は速やかに、「１４．問い合わせ先（２）」に記載する出張所へ申し出てください。

１２．禁止事項

（１）河川内での焚き火の禁止

河川敷内においては、枝等の焼却は野火の原因になり非常に危険なため、禁止し

ます。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」およびそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（廃掃法）により、廃棄物の焼却は禁止されています。

（２）枝等の投棄の禁止

枝等の不要部分について、他の伐採者の区画や河川敷などに投棄することは厳禁とします。発見した場合、次年度以降の応募資格を欠格とするほか、悪質と判断される場合は所轄警察署に届け出します。

（３）仮設物等の無断設置・存置の禁止

河川区域内に、テント等の仮設物の設置や重機の存置等を許可無く行うことを禁止します。これらが作業上必要な場合は、別途一時占用許可申請を行って頂くものとします。

１３．その他

- 大雨等により、河川内での作業が危険と判断した場合は、作業を中止させて頂くことがあります。
- 応募者は、伐採の実施が困難となった場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- 伐採許可を通知した以後において、伐採許可を受けた者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の措置を求める場合があり、また伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採許可を受けた者の負担とします。
- 災害の発生等の諸事情により、公募手続の進行状況に関わらず、取り組みを中止する場合があります。その際に損害が生じたとの申し出については受付いたしません。
- 伐採された樹木については、盗難に遭っても一切責任は負いませんので、ご了解下さい。
- 今後の広報資料等として活用するため、出張所職員または河川巡視員が作業状況の写真撮影を行う場合がありますので、ご了承願います。（顔はなるべく写らないよう配慮致します。）

１４．問い合わせ先

（１）申し込みから伐採許可の決定までに関しては、以下まで問い合わせ下さい。

金沢河川国道事務所　河川管理課
〒920-8648 金沢市西念4-23-5
Tel 076-264-9916(直通) ※平日8:30～17:00
Fax 076-233-9612
mail kanazawa-koubo5@hrr.mlit.go.jp

（２）現地での伐採作業等に関しては、以下まで問い合わせ下さい。

金沢河川国道事務所　手取川出張所

〒929-0235 白山市美川永代町甲54

Tel 076-278-2152　※平日8:30～17:00

Fax 076-278-4716

mail kanazawa-koubo5@hrr.mlit.go.jp

※メールアドレスは（１）と同様

－以　上－